

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島市

2 構造改革特別区域の名称

ひろしま型義務教育創造特区

3 構造改革特別区域の範囲

広島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

広島市は、明治 22 年（1889 年）に市制を施行して以来、学都または軍都の性格を持った近代都市として発展してきたが、昭和 20 年（1945 年）8 月 6 日、原子爆弾によって壊滅的な打撃を受け、多くの人命と街を失った。この廃墟の中から復興に立ち上がり、昭和 24 年（1949 年）には広島を平和記念都市として再建することを目的とした広島平和記念都市建設法の制定に至り、市民の英知と努力、国内外からの温かい援助などにより、めざましい復興を遂げていった。

そして、高度経済成長の中で都市機能の集積等を図り、昭和 55 年（1980 年）には全国で 10 番目の政令指定都市に移行するとともに、平成 6 年（1994 年）には首都以外の都市では初めてアジア競技大会を開催、成功させるなど、中四国地方の経済、文化、行政の中心である地方中枢都市として発展を続けている。

広島市は人類史上初の被爆都市であり、「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」としての「平和都市」である。環境問題や地域紛争をはじめとした人類の諸課題を、地球規模の協調と連帯によって解決していこうとする今日の国際社会において、本市は歴史に学びつつ、これまでの平和への取組をもとに、人類の平和と繁栄のためにできる限りの貢献をしていかなければならない。

また、今日の成熟社会において、これからの都市経営にあたっては、高度経済成長時代の発想から脱却し、ゆとりや安らぎ、落ち着きなどが感じられる精神的に豊かで質の高い生活を営むことができる都市づくりを進めることが必要である。さらに、地方分権が推進される中、本市が今後とも中四国地方の中核都市として圏域全体の発展に貢献していくためには、高次都市機能の集積や経済力の向上などにより拠点性を一層高めていくことが必要である。

このような広島市のめざすべき都市づくりの方向を総合し、水と緑と市民が輝き世界の人々に生きる勇気と希望をもたらす活力ある都市をつくるため、平成 11 年（1999 年）に第 4 次広島市基本計画を策定し、都市像に「国際平和文化都市」を掲げ、現在、

その具現化をめざして様々な施策を展開している。

教育の分野においては、第4次基本計画において位置づけた「豊かな人間性を育み、人が輝く社会の形成」に向けた学校教育の充実を図るため、その基本方針に「基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、個性を生かす教育を推進するとともに、社会の変化に対応する特色ある教育活動の展開や、楽しく学び合い活動することができる教育環境、教育条件の整備・充実、学校、家庭、地域社会の連携の強化などにより、子どもたちの生きる力をはぐくみ、自ら学び自ら考える力を持つたくましく生きる人間を育成する。」と掲げている。

こうした基本方針に基づき、平成13年(2001年)に「心身ともにたくましく、思いやりのある人」を育むことを基本理念とする「21世紀教育改革推進総合プラン」を策定した。

このプランには、広島の子どもたちに「ヒロシマを受け継ぎ、地球的視野で考え、相互の基本的な人権を尊重し、よりよい人間社会の創造のために貢献し、国際社会に通用する社会人となるとともに、地域で平和のために汗の流せる人となってほしい」という願いが込められており、現在、このプランに基づき、生きるための基礎・基本を身につけさせ、それを基盤にして、規範性、感性、体力、コミュニケーション能力の4つの力をバランスよく育む「広島の新しい教育」を推進している。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、毎年8月6日に開催される平和記念式典をはじめ、様々な機会をとらえて世界中に向けて平和を発信しており、また、世界各国からも多くの人々が訪れ、平和を基軸とした国際交流も盛んである。今後とも、ヒロシマの世界的な知名度やこれまでの取組の蓄積を活用し、平和をつくりだす機能を有する世界都市として、人・もの・情報の交流を支える都市機能や都市基盤を備えた世界に開かれた都市づくりを進めていく必要がある。また、同時にこうした都市づくりを担う人材育成にも取り組む必要がある。そして、人材育成の基盤となるのが義務教育である。

今日の社会の複雑化、価値観の多様化、情報化の進展などに伴い、多様な情報を総合的に解釈・分析し、論理的に思考・判断した上で、状況に応じて表現していくことが日常的に求められている。

変動の激しいこれからの時代において、本市が今後とも活力ある都市として、また世界に貢献する品格ある国際平和文化都市として発展するためには、都市づくりの担い手である広島の子どもたち一人ひとりがそれぞれの分野で存分に活躍できるよう、人間として身に付けるべき基本的な能力を義務教育を通じて培い、地球的視野で考え、よりよい人間社会の創造のために貢献し、国際社会に通用する人材を育成する。

これからの都市づくりの担い手である子どもたちが未来に向かって力強く生きてい

こうとする意欲を持ち、自分の夢を実現するためには、子どもたちが自分の持つ能力を十分に発揮できるようにすることが肝要である。子どもたち一人ひとりにはかけがえない存在であり、他のだれとも違うその子どもだけの良さを持っている。その素晴らしい個性を発揮し、伸ばしていかなければならない。その前提として、基盤となる「読み、書き、計算」はもちろん、思考力、判断力、表現力といった力を子どもたちに身に付けさせる必要がある。

このことは、学習指導要領総則に示される理念とも共通するものであり、本市においてはこの理念を踏まえて、少人数指導や習熟度別指導の導入など学力向上への取組を進めてきた。

しかしながら、平成 14 年度（2002 年度）から実施している本市の国語、算数・数学の「基礎・基本」定着状況調査の平成 17 年度（2005 年度）までの分析結果によれば、全体的な傾向として、漢字の書き取りや四則計算などの基礎的な知識や技能を評価する設問の正答率には向上が見られたものの、思考力・判断力・表現力を評価する設問の正答率についてはそれと同等の向上が見られなかった。

これは、平成 15 年度（2003 年度）に実施された OECD 学習到達度調査（PISA）の「読解力（Reading Literacy）」の分野においては「テキストを理解・評価しながら読む力」や「テキストに基づいて自分の考えを書く力」、また「数学的リテラシー（Mathematical Literacy）」の分野においては「数学的に解釈する力や表現する力」などについて、一層の向上を図る必要があるといった分析結果の指摘と同様の傾向を示している。

平成 15 年度（2003 年度）に実施された文部科学省による国語、算数・数学の教育課程実施状況調査においても、OECD 学習到達度調査（PISA）と類似した分析結果が示されている。

こうした現状から、「言語や数理を運用して思考・判断・表現する力」を十分に身に付けさせることは、本市の義務教育の解決すべき教育課題であると考えている。

なお、PISA 調査の結果を踏まえ、平成 18 年（2006 年）2 月の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告においては、「様々なデータを分類整理し比較したり、グラフ化したりすることなど、実感を伴って理解し、論理的に思考し適切に表現する力を、国語力の育成と関連させながら確実に育成することが重要である」、また、「思考力、表現力、知的好奇心などを育成する上で総合的な学習の時間の役割は今後とも重要であるが、同時に、授業時数や具体的な在り方については、各教科等との関係を明確化するなど改善を図ることが適当である」と述べられている。

また、21 世紀を迎え、国際化や技術革新・情報化の進展、価値観の多様化などにより国際社会は大きく変化している。

こうした国際社会に生きていくための基本は、人と人との相互理解・相互交流であり、そのための基盤の力がコミュニケーション能力であると考えている。

本市では、こうした認識のもと、習熟度別指導の導入など英語教育の充実に取り組

んできた。

しかしながら、「基礎・基本」定着状況調査の平成 17 年度（2005 年度）までの分析結果によれば、中学校英語については、「複数の情報を整理して理解しながら的確に聞き取ること」、「簡単な英語を用いて身の回りのことを表現すること」、「書かれた複数の情報を整理しながら正確に読み取ること」、「内容の事実関係や順序などを整理しながらまとまったつながりのある英文を書くこと」などを評価する設問の正答率が低くなっている。

これは、平成 15 年度(2003 年度)に文部科学省において実施された教育課程実施状況調査の中学校英語における「話しかけに対して意味をとらえて応答すること」、「与えられたトピックについての内容を考え、まとめた英語で表現すること」、「情報を整理したり、対話の流れを理解して読むこと」などを評価する設問の正答率が低いことと同様の傾向を示していることが窺える。

こうした現状から、国際化の進展に対応できるコミュニケーション能力の育成に向けて、英語を言語として運用する力を十分身に付けさせることもまた、本市の義務教育において解決すべき教育課題の一つであると考えている。

平成 17 年（2005 年）の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」においては、「グローバル社会に対応するため、小学校段階における英語教育を充実する必要がある」と述べられている。

本市においては、平成 17 年度(2005 年度)までに約 70%の市立小学校が総合的な学習の時間の中に、国際理解教育の一環として、「英会話に触れる機会を持つこと」や「外国の生活・文化に慣れ親しむ」ことを目的に英語活動を実施しているが、各学校が独自に作成した指導計画に基づいて実施しているため、中学校の英語学習との接続を踏まえた学習になっていないのが実情である。

そこで、言語としての英語を十分に運用する力を向上させるためには、各小学校が独自に英語学習に取り組むのではなく、中学校の英語学習との接続を踏まえた体系的・専門的な英語学習を小学校の教育課程に位置づけ、より系統的に積み重ねていくことが必要であると考えている。

これらのことを踏まえ、広島市では、「言語や数理に係る思考力・判断力・表現力」の育成に向けて、小学校と中学校の教育課程に「言語・数理運用科」を設置するとともに、「英語によるコミュニケーションの能力」の育成に向けて、小学校の教育課程に「英語科」を設置したいと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

「言語や数理に係る思考力・判断力・表現力」や「英語によるコミュニケーション能力」の育成にあたっては、義務教育の期間に、言語運用能力・数理運用能力を向上させることが重要であると考えている。

この、言語運用能力と数理運用能力は、OECD 学習到達度調査（PISA）の示す「読解力(Reading Literacy)」や「数学的リテラシー(Mathematical Literacy)」と相通じるものであり、物事や事象等について思考・判断・表現するために必要な能力であり、人間として身に付けるべき基本的な能力である。

これまで、義務教育においては、言語運用能力は国語科・英語科、数理運用能力は算数科・数学科を通して身に付けさせることが期待されてきた。しかし、現在の社会の複雑化、価値観の多様化、情報化の進展などに伴い、様々な文章や資料、数値データなどの多様な情報を、総合的に解釈・分析し、論理的に思考・判断した上で、状況に応じて表現していくことが日常的に求められていることから、「言語・数理運用科」においては、国語・英語、算数・数学といった教科の枠を超えて言語運用能力・数理運用能力を育み、さらに日常生活の中で活用できる能力として育成する。

また、ITの発達が加速化する現代社会においては、情報活用能力の育成が不可欠であることから、「言語・数理運用科」の学習の中では、文字や数値をはじめ、非言語的な情報も含む様々な情報に触れながら考えたり表現したりする活動を行い、情報を活用する力の向上も図る。

また、小学校段階の子どもは、コミュニケーションに積極的に取り組もうとする姿勢や、英語の音声やリズム、基礎的な表現などを受け入れる適応力にすぐれていると言われている。このような児童期における子どもの特性を踏まえ、小学校に「英語科」を導入し、小学校段階の英語教育を充実させることは、児童生徒の英語による言語運用能力の向上につながるものと考えられる。また、小学校段階は言語や文化に対する関心や意欲を高めるのに適していることなどから、国際理解の視点に立ったものの見方や考え方を培うことにもつなげていくことができると考えられる。

さらに、英語という言語の世界に触れることで、言語や文化に対する興味・関心が高まるだけでなく、日本語の言語としての特質や英語との言語体系の違い等に対する認識も深まることから、日本語の言語運用能力の向上も期待できる。

こうしたことを踏まえ、本市が創設する「英語科」においては、「聞く」、「話す」を中心に英語の音声に慣れ親しむ活動を通して、中学校における英語教育の基盤となる力の育成を図るとともに、言語や文化に対する興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。

なお、「言語・数理運用科」と「英語科」のいずれにおいても、小学校と中学校との接続を踏まえて学習のねらいや内容を系統的に整理した学習指導計画を、市教育委員会が中心となって作成し、各学校がこれに基づき実施する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

世界に開かれた都市づくりをめざす本市にとって、「言語・数理運用科」及び「英語

科」を設置し、国際社会の激しい変化や国際化の進展に対応できる「言語や数理に係る思考力・判断力・表現力」や「英語によるコミュニケーションの能力」の向上を図ることは、本市の都市づくりを担う人材の育成につながる。こうした取組は、国際平和文化都市としての本市のまちづくりに大きく寄与するだけでなく、都市広島教育力を高め、そのことが「都市力」の向上をもたらすとともに、イメージアップにもつながり、ひいては、国内外の、人・もの・情報の交流の活性化が促進され、産業・経済面においての一層の振興も期待できる。

また、「言語・数理運用科」や「英語科」の実施により、本市の子どもたちの一層の学力向上が期待できるとともに、それに合わせて、各学校における教育活動がこれまで以上に活性化し、教師の研修意欲や指導力の向上が図られることで、いわゆる「教師力」「学校力」が高まり、市立小・中学校に対する保護者や地域の信頼の確立が期待できる。

さらに、「言語運用能力・数理運用能力の向上」は、広島市の子どもたちの学力に係る課題であるばかりでなく、PISA 調査でも指摘されているように日本全体の義務教育の課題でもある。本市における「言語・数理運用科」及び「英語科」の実践を通じて、小学校・中学校における今後の義務教育のあり方や学力向上の方策についての具体的な方向性を全国に発信し、全国的に評価される教育の実現が期待できる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）「ひろしま型カリキュラム」の策定と導入

広島市においては、「義務教育の9年間を見通して、どんな力を育てるかという認識が、小学校、中学校ともに十分でない」、「学級担任制から教科担任制への変化や指導方法等の変化等、小学校と中学校との違いから、子どもの心理的負担が生じている」、「読み・書き・計算の定着について、全体的には向上しているものの、小学校（英語については中学校）の早い段階からの二極化の傾向も見られる」といった現状がある。

義務教育のカリキュラム区分については、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」においても、「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題がある」、「小学校の4～5年生段階で発達上の段差がある」、「9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討する必要がある」と述べられている。

そこで、本市では、より一層の学力の向上を図るために、義務教育の教育課程を、小学校第1学年から第4学年までの前期4年間、小学校第5学年から中学校第3学年までの後期5年間のまとまりで捉える本市独自の「ひろしま型カリキュラム」を策定

し、全市立小・中学校へ導入したいと考えている。前期4年間においては、読み・書き・計算の基礎的な知識・技能の習得、学習規律や学習習慣の定着といった「学びの基盤づくりと基礎の徹底」、後期5年間においては「思考力・判断力・表現力の向上と発展」に重点をおいた学習指導を行いたいと考えており、「言語・数理運用科」と「英語科」は後期の始まりである小学校第5学年から導入する。

また、「学びの基盤づくりと基礎の徹底」を図る前期4年間においては、「国語科」と「算数科」合わせて年間35時間（小学校第1学年は年間34時間）の授業時数増を行う。この授業時数増の方法としては、1日15分間の帯時間を週3回設定し、年間35週（第1学年は34週）実施するが、「国語科」と「算数科」の時数配分については、各学校の実情や子どもの実態に応じて設定する。

（2）「学習指導計画策定会議」の設置

学識経験者や学校関係者等を構成員とする「学習指導計画策定会議」を、「言語・数理運用科」及び「英語科」をはじめ、「国語科」と「算数科・数学科」それぞれについて設置する。

「学習指導計画策定会議」においては、義務教育の9年間を見通し、小学校と中学校との連携と接続を意識して各学年での到達目標を具体的に示した学習指導計画を策定する。

「言語・数理運用科」及び「英語科」については、本市独自に設置する教科であることから、小学校と中学校との接続を踏まえて学習のねらいや内容を系統的に整理した学習指導計画を策定するほか、それに伴う教材の開発や副読本の作成等にあたる。

（3）研究開発校の指定

「言語・数理運用科」と「英語科」それぞれについて、平成19年度(2007年度)より小学校2校、平成20年度(2008年度)より中学校2校を研究開発校に指定する。研究開発校は、学習指導計画に基づく実践研究を行い、その成果と課題を「学習指導計画策定会議」にフィードバックする。また、本市が開発・作成した教材や副読本の学習効果についての検証も行う。

（4）教材・副読本の作成

「言語・数理運用科」と「英語科」では、「学習指導計画策定会議」で広島市独自の教材や副読本を開発・作成し、研究開発校で学習効果を検証したのち、全市の小・中学校に配布する。

（5）教員研修の充実

すべての市立小・中学校教員に対し、ひろしま型カリキュラムについて周知を図るための研修を実施する。特に「言語・数理運用科」と「英語科」については、教科の

目標や学習の内容、効果的な指導方法等について十分な研修を行う必要があるため、研究開発校での公開授業や研修会の実施、市教育センター等での実践研修の実施など、多様な機会と方法により教員研修の充実を図る。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

広島市内の全市立小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成 19 年（2007 年）4 月 1 日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

広島市

（2）事業が行われる区域

広島市の全域

（3）事業の実施期間

平成 19 年（2007 年）4 月から実施し、平成 24 年度（2012 年度）に本事業全体の評価及び見直しを行う。

（4）事業により実現される行為

- ・ 小学校第 5 学年から中学校第 3 学年の教育課程に、新たな教科として「言語・数理運用科」を設置する。
- ・ 小学校第 5 学年及び第 6 学年の教育課程に、新たな教科として「英語科」を設置する。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）取組の期間等

平成 19 年度（2007 年度）は「言語・数理運用科」と「英語科」それぞれについて小学校各 2 校を研究開発校に指定し、本事業を実施する。

平成 20 年度（2008 年度）には、新たに中学校 2 校を「言語・数理運用科」の研究開発校に加え、本事業を実施する。

平成 21 年度（2009 年度）までに、研究開発校における成果と課題を整理するとともに、現在、改訂作業が進められている学習指導要領との整合性等を検討した上で、平成 22 年度（2010 年度）に全市立小・中学校において、本事業のすべてを実施する。

また平成 19 年度（2007 年度）から平成 21 年度（2009 年度）までに、「学習指導

計画策定会議」において、研究開発校での実践研究を踏まえながら、「言語・数理運用科」、「英語科」の詳細な学習指導計画、評価規準を策定し、全市立小・中学校への周知を図るとともに、同じく「学習指導計画策定会議」において副読本、教材等を開発・作成し、研究開発校において学習効果を検証した上で、平成 22 年度（2010 年度）に全市立小・中学校に配布する。

さらに、「言語・数理運用科」と「英語科」については、教科の目標や学習の内容、効果的な指導方法等について十分な研修を行う必要があるため、平成 19 年度（2007 年度）から平成 21 年度（2009 年度）にかけて研究開発校での公開授業や研修会の実施、市教育センター等での実践研修など、多様な機会と方法により教員研修の充実を図る。

平成 24 年度（2012 年度）に本事業全体の評価を行い、評価結果に基づいて見直しを行う。

（２）教育課程の基準によらない部分

小学校第 5 学年～ 6 学年

総合的な学習の時間を年間 70 時間削減し、当該時間のうち 35 時間を「言語・数理運用科」、35 時間を「英語科」に充てる。

なお、「英語科」については、これに加え、第 5、6 学年ともに総授業時数の標準時数に上乗せして、1 回 15 分単位の授業を週 3 回実施することにする。そのため、「英語科」の授業時数は年間 70 時間となる。

中学校第 1 学年

総合的な学習の時間を年間 35 時間削減し、当該時間を「言語・数理運用科」に充てる。

中学校第 2 学年～ 第 3 学年

総合的な学習の時間と選択教科の時間を併せて年間 70 時間削減し、当該時間を「言語・数理運用科」に充てる。

計画初年度(平成 19 年度(2007 年度))について

小学校への「言語・数理運用科」の設置は平成 19 年（2007 年）10 月 1 日とするため、計画初年度については、総合的な学習の時間を年間 52 時間削減し、当該時間のうち 17 時間を「言語・数理運用科」、35 時間を「英語科」に充てる。

また、中学校への「言語・数理運用科」の設置は平成 20 年（2008 年）4 月 1 日とするため、計画初年度については、学校教育法施行規則第 54 条別表第 2 に定める標準授業時数に基づき実施する。

(3) 「言語・数理運用科」について

設置の趣旨等

社会の複雑化、価値観の多様化、情報化の進展などに伴い、様々な文章や資料、数値データなどの多様な情報を、目的に応じて、総合的に解釈・分析し、論理的に思考・判断した上で、状況に応じて表現していくことがより一層求められている。

こうしたことから、「言語・数理運用科」においては、身の回りの事象や地域・世界に見られる社会事象・自然事象などについて、問題解決的な学習に取り組むことを通して、言語や数理を運用する力である言語運用能力、数理運用能力を育み、日常生活の中で活用できるようにすることをねらいとする。

また、ITの発達が加速化する現代社会においては、情報活用能力の育成が不可欠であり、「言語・数理運用科」の学習の中では、文字や数値をはじめ、非言語的な情報も含む様々な情報に触れながら考えたり表現したりする活動を行うことにより、情報を活用する力の向上も図る。

この「言語・数理運用科」では、言語や数理による思考力・判断力・表現力の育成に向けて、言語運用能力と数理運用能力を総合的に向上させるため、国語、算数・数学等の指導内容とも関連をもたせながら、これまでの国語教育、算数・数学教育をさらに一歩進める形で、多様な連続型テキストや非連続型テキストを活用した横断的な学習を行う。

学習指導要領の総則においては、教育課程編成の一般方針として、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童(生徒)に生きる力を育むことをめざす」とされている。「言語・数理運用科」によって育成したいと考える「言語や数理に係る思考力・判断力・表現力」は、「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」につながるものである。

また言語運用能力は、国語科の目標に掲げられる「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高める」ことや、「思考力や想像力を養う」とことと深く関わる能力である。

さらに、数理運用能力は、算数科の目標に掲げられる「日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考える能力を育てる」こと、「数理的な処理のよさに気付き、進んで生活に生かそうとする態度を育てる」こと、及び数学科の目標に掲げられる「数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察する能力を高めること」や「数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを進んで活用する態度を育てる」ことと深く関わる能力である。

以上のことから、「言語・数理運用科」の実施は、学習指導要領の趣旨を逸脱するものではないと考えている。

教育課程上の位置付け

「言語・数理運用科」は小学校と中学校の教育課程に教科として設置する。設置

にあたっては、小学校では総合的な学習の時間を削減し、中学校では総合的な学習の時間と選択教科を削減する。

「言語・数理運用科」では、身の回りの事象や社会事象・自然事象を題材にした連続型テキストや非連続型テキストによる資料をもとに、問題解決的な学習を行うことから、「自ら学び、自ら考え、自ら主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てる」といった総合的な学習の時間のねらいについても、十分担保できると考えている。

なお、総合的な学習の時間においては、具体的な学習目標や取り上げる題材、活動の内容については各学校の創意工夫に任されているが、「言語・数理運用科」においては、年間の学習指導計画をはじめ学習目標及び内容、取り上げる題材、資料及び教材等は、すべて市教育委員会が中心となって定め、各学校はそれに基づいて実施する。加えて、学習指導計画策定にあたっては、小学校第5学年から中学校第3学年までの5年間を見通して学習のねらいや内容等を系統的に整理する。

また、中学校における「言語・数理運用科」については、言語や数理の活用に係る多様な学習活動が展開できるよう構成を工夫し、生徒の個性や特性に応じ、問題解決の方法を選択できるようにすることで、選択教科の趣旨にも迫ることができると考えている。

評価の観点

情報を取り出す力

- ・ 連続型や非連続型のテキストから、目的に応じて情報を取り出そうとする。

理解し、評価する力

- ・ 取り出した情報を、自らの知識・技能をもとに、論理的に考えたり、批判的に考察したりして、判断しようとする。

表現する力

- ・ 目的に応じて、自分の考えを言語や数学的な表現を用いて適切に表現しようとする。

(4)「英語科」について

設置の趣旨等

国際平和文化都市広島 of 21 世紀の担い手である子どもたちにとって、英語はコミュニケーションの重要な手段の一つとなると考えられることから、より一層の英語教育の推進と充実を図るために、小学校の教育課程に「英語科」を設置し、小・中学校の接続を見据え、体系的、専門的な学習ができるようにする必要がある。

小学校段階の子どもは、コミュニケーションに積極的に取り組もうとする姿勢や、英語の音声やリズム、基礎的な表現などを受け入れる適応力にすぐれていると言わ

れている。このような児童期における子どもの特性を踏まえ、小学校段階の英語教育を充実させることは、児童生徒の英語による言語運用能力の向上につながるものと考えられる。

また、小学校段階は言語や文化に対する関心や意欲を高めるのに適していることなどから、国際理解の視点に立ったものの見方や考え方を培うことにもつなげていくことができると考えられる。

さらに、英語という言語の世界に触れることで、言語や文化に対する興味・関心が高まるだけでなく、日本語の言語としての特徴や英語との言語体系の違い等に対する認識も深まることから、日本語の言語運用能力の向上も期待できる。

こうしたことを踏まえて、小学校の教育課程に「英語科」を設置し、聞く、話すを中心に英語の音声に慣れ親しむ活動を通して、中学校における英語教育の基盤となる力の育成を図るとともに、言語や文化に対する興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

平成 17 年(2005 年)10 月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」においては、「グローバル社会に対応し、小学校段階における英語教育を充実する必要がある」ことが提言された。本市が設置する「英語科」は、国際社会の進展に対応するコミュニケーション能力の育成をめざし、また中学校における英語教育との接続を踏まえて策定した学習指導計画に基づき実施することから、まさにこの提言の具現化をめざすものと言える。

また、平成 18 年(2006 年)2 月の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告では、「国際コミュニケーションの観点から、英語教育の充実が必要である」とし、英語を聞く力や話す力を高める上で、英語活動を通じて小学校段階の子どもの柔軟な適応力を生かすことの有効性などが述べられており、本市の設置する「英語科」の内容は、この趣旨にも合致する。

教育課程上の位置付け

「英語科」は小学校の教育課程に教科として設置する。設置にあたっては、総合的な学習の時間を削減する。

また、平成 15 年(2003 年)3 月の『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』において述べられているように、英語の習得は母語である国語の能力が大きくかわることから、国語力の充実を前提とした英語教育を推進するために、母語である日本語の言語能力が安定し、また論理的思考の発達段階に合わせて小学校第 5 学年から導入する。

なお、「英語科」の目標に掲げる、「英語による活動を通して、言語や文化に対する興味・関心を高めること」や、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の基盤を育成する」ことは、総合的な学習の時間の趣旨を踏まえたものであり、また「生きる力」の育成につながるものである。

こうしたことから、総合的な学習の時間の削減を行っても、そのねらいは十分達成できると考える。

評価の観点

言語や文化に対する興味・関心

- ・ 英語や外国の文化に親しもうとする。
「聞く」「話す」能力
- ・ 話し手の意向を理解し、自分の気持ちや考えを表現しようとする。
コミュニケーションを図ろうとする態度
- ・ 英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする。

(5) 計画初年度の教育課程の内容等

「言語・数理運用科」

ア 教科目標

日常生活に見られる様々な事象について、目的に応じて必要な情報を取り出し、国語・英語、算数・数学等の各教科で身に付けた基礎的な知識・技能に関連付けて理解・評価し、自らの考えを適切に表現する力を育成する。

具体的には、言語や算数・数学的な用語、記号、式、図、グラフなどによる多様な情報を理解し、自らの知識・技能や経験をもとに論理的に考えたり、批判的に考え、判断し、表現することができるようにする。

その際には、必要に応じて、言語で表現された内容を数理化したり、算数・数学的な用語や記号、式、図、グラフなどで表現された内容を言語化したりすることができるようにする。

イ 内容

言語運用能力・数理運用能力を日常生活において活用できる能力として育成するため、身の回りの事象や地域・世界に見られる社会事象・自然事象を学習の対象として内容を構成する。

〔言語運用能力に関する内容〕

- ・ 連続型テキスト（新聞、説明書、ホームページなど）を目的に応じて読んだり、聞いたりして、自らの考えをまとめ、内容について吟味すること。
- ・ 連続型テキストに基づいて、自らの考えを、目的や意図に応じて的確に話したり、筋道を立てて書き表したりすること。

〔数理運用能力に関する内容〕

- ・ 非連続型テキスト（数式・図表・グラフなど）から情報を取り出し、処理し自らの経験などに関連づけて、筋道を立てて考えること。

- ・ 自らの考えを整理し、非連続型テキストを用いて表すこと。

なお、年間指導計画等の作成に当たっては、

- 「A 主として言語運用能力の向上にかかわる内容」
- 「B 主として数理運用能力の向上にかかわる内容」
- 「C 言語運用能力・数理運用能力を総合的に活用する内容」

の3領域に分類し、目標を達成できるように構成する。

ウ 指導体制等

- ・ 小学校においては、原則として学級担任が指導する。
- ・ 中学校では、当面は原則として国語科と数学科の教員が指導するが、他教科の教員とのチームティーチングについても検討し、教員研修の充実や教材の開発等を図っていく。
- ・ 小学校、中学校ともに、地域の教育力等の活用についても検討する。

「英語科」

ア 教科の目標

英語による活動を通して、言語や文化に対する興味・関心を高め、基礎的な英語表現を聞いたり話したりする力を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。

イ 内容

英語を聞くこと、話すことの基礎的な力を育てるため、主に「聞くこと」、「話すこと」の二つの領域で構成し、英語による活動を通して指導する。

〔聞くこと〕

- ・ 英語の発音に注意して聞くこと。
- ・ 自然なアクセントやリズム、イントネーションに注意して聞くこと。
- ・ 身近で簡単な指示などを聞いて内容を理解すること。
- ・ アルファベットの文字を見ながら、発音される音を聞くこと。

〔話すこと〕

- ・ 英語で簡単なあいさつをすること。
- ・ 英語の歌を歌ったり、あいさつをしたりすること。
- ・ 英語の発音に注意してまねて言うこと。
- ・ 自然なアクセントやリズム、イントネーションに注意してまねて言うこと。
- ・ 具体的な場面での、簡単な英語の話しかけに応えること。

ウ 指導体制等

1 単位時間（45 分）の授業については、原則として学級担任と ALT とのチームティーチングとするが、地域の教育力等を活用することも検討する。なお、将来的には、学級担任単独でも指導が可能となるよう、教員研修の充実や教材の開発等を図っていく。

授業時数

ア 小学校

（ ■ は、学校教育法施行規則第 24 条の 2 別表第 1 の標準授業時数と異なる部分）

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語	言語・数理 運用品	道徳	特別活動	総合的な 学習の時間	合計
小 1	282 ~296	—	124 ~138	—	102	68	68	—	90	—	—	34	34	—	816
小 2	290 ~305	—	165 ~180	—	105	70	70	—	90	—	—	35	35	—	875
小 3	245 ~260	70	160 ~175	70	—	60	60	—	90	—	—	35	35	105	945
小 4	245 ~260	85	160 ~175	90	—	60	60	—	90	—	—	35	35	105	980
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>小 1～小 4 は、「基礎的な知識・技能のさらなる定着」に向けて、国語と算数合わせて年間 35 時間（小 1 は 34 時間）の授業時数増を行う。国語と算数それぞれの時数については、この表に示す時数の範囲内で、各学校の実情や子どもの実態に応じて設定する。 【授業時数増の方法】 1 日 15 分間の帯時間を設定する。 * 小 1：1 日 15 分×週 3 日×年間 34 週 = 年間 34 時間 * 小 2～小 4：1 日 15 分×週 3 日×年間 35 週 = 年間 35 時間</p> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国語と算数の授業時数増に伴い、小 1 は年間 34 時間、小 2～4 は年間 35 時間の時数増となる。</p> </div> </div>															
小 5	180	90	150	95	—	50	50	60	90	70	35	35	35	40	980
小 6	175	100	150	95	—	50	50	55	90	70	35	35	35	40	980
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>年間 70 時間のうち 35 時間は、1 日 15 分間の帯時間を設定して実施する。 （1 日 15 分×週 3 日×年間 35 週 = 年間 35 時間）</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>英語の帯時間の設定による授業実施に伴い、年間 35 時間の時数増となる。</p> </div> </div>															

* 計画初年度（平成 19 年度（2007 年度））の小 5、小 6 については、次の通りとする。

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語	言語・数理 運用科	道徳	特別活動	総合的な 学習の時間	合計
小 5	180	90	150	95	—	50	50	60	90	70	17	35	35	58	980
小 6	175	100	150	95	—	50	50	55	90	70	17	35	35	58	980

（小学校への「言語・数理運用科」の設置は、計画初年度（平成 19 年度（2007 年度））の 10 月 1 日とする。）

イ 中学校

（ は、学校教育法施行規則第 54 条別表第 2 の標準授業時数と異なる部分）

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健・体育	技術・家庭	外国語	言語・数理 運用科	道徳	特別活動	選択教科	総合的な 学習の時間	合計
中 1	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	35	0 ~30	35 ~65	1015
中 2	105	105	105	105	35	35	90	70	140	70	35	35	15 ~50	35 ~70	1015
中 3	105	85	105	80	35	35	90	35	140	70	35	35	95 ~130	35 ~70	1015

↑
英語によるコミュニケーション能力の定着を図るため、中 1～3 について年間 35 時間の授業時数増を行う。

* 中学校への「言語・数理運用科」の設置は平成 20 年度（2008 年度）とするため、計画初年度（平成 19 年度（2007 年度））は、学校教育法施行規則第 54 条別表第 2 に定める標準授業時数に基づき実施する。

（6）教員研修計画

「言語・数理運用科」と「英語科」の円滑な導入のために、教科の目標や学習の内容、効果的な指導方法等についての教員研修を、本市教育委員会が中心となって実施する。研修の実施に当たっては、研究開発校での実践研究及びその成果と課題を研修内容・方法に反映させて企画し、かつ計画的に運営する。

（7）転入生への支援

広島市外から本市への転入生については、「英語科」、「言語・数理運用科」ともに学習にスムーズに取り組めるよう、当該学年・学級の進行状況に応じて、各学校が放課後や長期休業等を利用して個別指導を行う。

(8) 本事業と日本国憲法、教育基本法、学校教育法との関係について

日本国憲法には「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする」決意が示されている。

そしてこの憲法の第95条に基づき制定された「広島平和記念都市建設法」の第1条に掲げる「広島市が恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」として世界に貢献する品格ある国際平和文化都市を建設していくことは、憲法の理念及びめざす方向性と一致している。

そしてその実現のためには、都市づくりの担い手である人材育成にも取り組む必要があり、その基盤となる義務教育の充実を図ることが本事業のねらいである。

また、日本国憲法の精神に則り、教育基本法前文には「真理と平和を希求する人間の育成と普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育の普及徹底」が掲げられている。「平和都市」として世界に開かれた都市づくりをめざす本市において、「言語・数理運用科」及び「英語科」を設置し、国際社会の激しい変化と国際化の進展に対応できる「言語や数理に係る思考力・判断力・表現力」と「英語によるコミュニケーション能力」の育成に向けた義務教育の充実とその普及徹底を図ることは、まさに教育基本法の精神にかなうものである。

また、「言語・数理運用科」は、言語や数理を運用する能力である言語運用能力、数理運用能力を、日常的に活用できる力として育成することをめざして設置するものであり、同じく学校教育法第18条の「日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと」、「日常生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する能力を養うこと」及び学校教育法第36条の中学校教育の目標「小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」にも適合する。

さらに、本市の「英語科」は、「言語や文化に対する興味・関心を高めること」や「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること」をめざして設置するものであり、これは学校教育法第18条の小学校教育の目標「人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自立の精神を養うこと」にも適合する。

加えて、本事業は、特区内のすべての市立小・中学校を対象とするものであることから、憲法第26条や教育基本法第3条に謳われる「教育の機会均等」にも符合する。

以上のことから、本市が計画する本事業は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法に示される理念や目標を踏まえたものであると考えている。